

令和6年度第3回 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

1 日時

令和7年3月21日（金）午前10時から午前11時10分まで

2 場所

修徳ビル 中会議室

3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員、熊谷委員

（県）

県土マネジメント部 安井部長、大澤次長、能登防災政策官

喜多仲建設産業課長、八田技術管理課長

4 議事

（1）入札契約制度改革の方向性について

事務局から資料について説明し、意見交換を行った。

5 主な発言

（1）検討事項1：入札参加資格制度のあり方

- ・ 経営事項審査の項目と重複するものを廃止しても残るものがある。
- ・ 表彰等については総合評価落札方式での評価項目に移すことに賛成
- ・ 「公契約条例関連の評価項目」については、条例で規定されている中で外すのは困難であると思われるが、スリム化するという当初の趣旨に沿って、別の制度での代替可能性について引き続き検討すべき。
- ・ 格付け基準の変更により業者のランクに変動が生じることから、周知期間を置く必要があり、慎重な運用が必要と考える。
- ・ 格付け基準の簡素化に賛成
- ・ 格付け基準を変更することで業者の格付けに影響があると思われるため、周知期間が必要と考える。
- ・ 事務手続の簡素化の観点から項目を積極的に削減する方向性に賛成
- ・ 格付けについては、業種により昇格・降格に多少のばらつきがあるので、その要因分析をして継続的に検討いただきたい。
- ・ 表彰等については、現状は格付け基準及び総合評価落札方式の両方で評価がされているが、土木、建築といった発注の分野別に評価できる総合評価落札方式において評価する方が、企業の技術力を評価する観点からは適切であり、格付け基準から削除することに賛成
- ・ スリム化についての方向性にも賛成であり、進めてほしい。
- ・ 緊急維持業務や雪寒対策を評価項目として残すことについては、地域にとって必

要な対応ができる業者を評価できるメリットがある。

- ・ 公契約条例関連項目については、他に評価できる制度がある場合は廃止して良いと思う。そのような制度がないのであれば、公契約条例の重要性を考えると格付け項目として残すというのも選択肢の一つと思う。
- ・ 格付けについては、特に降格することになる事業者には影響があることから、周知期間を十分確保するとともに、等級混合枠の運用方法も考慮しながら、格付けが下がった場合の受注機会がどうなるかについて、運用面から検討いただきたい。
- ・ 格付け基準の変更により昇格することとなった業者についても、受注できる工事について業者の体力や技術力を考えたときに、かえって不利益にならないかは注視する必要がある。
- ・ 基本的には格付け基準を簡素化する県の方針に賛成するが、周知期間を十分に設けることが必要と考える。
- ・ 格付けの変動については、業種によって異なる傾向が見られる。特に舗装については降格する業者が多くなっているため、要因分析を行い、その影響を考慮する必要がある。

(2) 検討事項2：発注時の入札参加要件のあり方

- ・ 発注基準の金額については、国の発注基準の変更に合わせる形で変更するという県の方針に賛成
- ・ 等級混合の発注枠についても、当初不調不落対策として試行してきた中ではあるが、受注機会や競争性向上といった当初の目的とは違う役割を果たすこともできるため、今後も維持することに賛成する。
- ・ 金額の引き上げについては、予算の制約もあり、受注機会が減る可能性があるもので、注視する必要がある。
- ・ 格付けの変更については周知期間を設けることになるが、一方で、発注基準の金額変更は速やかに適用する必要がある、業者には2段階で影響が生じることになるため、慎重な運用が必要である。
- ・ 発注金額を国と同様に引き上げる方針に賛成
- ・ 等級混合の発注枠については、当初の趣旨から変わってきている部分はあるが、今回発注金額を引き上げることも踏まえると受注機会の調整といった役割を果たすことにもなるので、継続に賛成する。
- ・ 県の方針に賛成する。また、等級混合の発注枠の維持にも賛成するが、制度変更後の運用については競争性と受注機会の両方の観点から注視いただきたい。
- ・ 発注金額の引き上げについては、現状の物価水準や建設資材の高騰を考えると賛成。
- ・ 物価高騰に関しては奈良県の入札制度改革のみで対応できるものではないが、新技術、新材料といったものの開発・実用化を進めていただき、より低廉な価格で十分な性能を発揮できる技術などが出てくるのであれば、それを積極的に活用いただきたい。
- ・ 等級混合の発注枠については、不調不落対策という目的が基本であると考え

が、下位の等級の業者が上位等級にチャレンジするような観点からの活用も検討いただきたい。実際にそのような業者がどのくらいあるのか等について、関係団体への聞き取りを実施する方法もあるように思う。

- ・ 等級混合の発注枠をチャレンジ枠として活用する場合は、業者が1つ上の等級の仕事を受注、施工できた際には次回の格付評価に加点する等、企業の努力を評価する仕組みを考える必要があると考える。
- ・ 急激な物価上昇に伴い金額を引き上げることについては合理性がある。また国に合わせて近年の急激な上昇を勘案した引き上げ率とすることについても、一定の合理性があると考える。
- ・ 等級混合枠については、変更の可否を引き続き検討いただきたい。

(3) 検討事項3：総合評価落札方式 制度改定の方針性

- ・ 災害対応については、即座に対応してもらえる地元業者の育成のための手立てが必要と考える。
- ・ 他県の取り組み例を参考に検討されており、これらの試みについては賛成であるが、他県ではどれほどの効果を挙げているかが気になるところ。奈良県で採用される方式についても注視・検証が必要と考える。
- ・ 県内企業の活用や舗装用建設機械の保有状況を評価することには賛成する。
- ・ 「県内業者の災害対応力の強化」が目的であるため、形式的な評価にならないよう留意する必要がある。
- ・ 南海トラフのような大規模災害にあたっては、奈良県だけでは対応できないようなケースもあると思うので、入札契約制度からは離れることになるが、想定される影響も考慮しつつ、他県からの協力体制等を検討する必要がある。
- ・ 「県民の安全安心を守るため、地域の守り手の育成確保が必要」という方針に対しては、県内企業の活用や専門業者と県内企業による JV の活用など、県内企業が参加できる可能性を作ることとは重要なことと考える。
- ・ 一方で、自社で建設機械を保有することについては、特に法面工事は厳しい状況だと考えるので、次のステップとして、県の購入補助や第三者的機関による共同所有等についても検討の余地があると思う。
- ・ 災害対策は待ったなしであり、入札契約制度の中でできることと、それ以上の対応が必要になることがあるが、入札契約制度の中でできることについては賛成である。
- ・ 一方で、機械の保有状況や業者の数というのも地域によってはすごく重要になってくると考えるので、近隣府県も同じような入札制度を持っているのであれば情報共有も重要と考える。
- ・ 県内企業の活用を総合評価落札方式で評価することについては賛成する。